

○財務省告示第三百七十八号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十月二十七日に買入消却した國債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣

藤井 裕久

(別表)

									年動債利 ・券付 十 <sub>一</sub> 国 五変庫	称國 債の名
第二十一回			第十回						第八回	記号
三十億円	十五億円	十億円	十億円	一億円	一億円	六億円	十億円	十一億円	十億円	総額 額面金額の
九十八円九十九銭	九十九円三十九銭	九十九円三十銭	九十九円二十八銭	百円六十七銭	百円六十二銭	百円六十銭	百円五十八銭	百円五十七銭	百円五六十六銭	た額 り面の買入額 百円 価格 相当

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	第四十六回	第四十五回	〃	〃	〃	第四十三回	〃	第三十九回	〃	〃	第三十七回	第三十六回	
十億円	十億円	十億円	二十億円	七十億円	三十億円	二十億円	八十五億円	十七億円	三十億円	五十億円	十二億円	五億円	五十億円	十億円	三十億円		
百円八十一錢	百円八十錢	百円七十八錢	百円七十三錢	百円六十八錢	百円六十三錢	百円十二錢	九十九錢	九十九錢	九十九錢	百円十錢	百円九十五錢	百円	九十六円八十五錢	九十六円六十二錢	九十五円		

	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合 計	〃	〃	〃	〃	〃	第四十八回	〃	第四十七回	〃
円九 百七 十一億	三 億 円	十 億 円	二十 億 円	二十五 億 円	二十 億 円	五 億 円	二百五 億 円	六十 億 円	十 億 円
	百 三 円 三 十三 錢	百 三 円 三 十一 錢	百 三 円 三 十 錢	百 三 円 二 十八 錢	百 三 円 六 錢	百 円 三 十五 錢	九 十九 円 八 十一 錢	九 十九 円 七 十七 錢	百 円 八 十二 錢